

東大和市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第1項又は第115条の2第1項の規定による申請は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。）別紙様式第二号（一）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年条例第20号）又は東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成27年条例第16号）に定める基準（以下「指定基準」という。）を満たしていると認めたときは指定をするものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第82条又は第115条の25の規定による届出は、施行規則に掲げる事項の変更に係るものにあつては様式告示別紙様式第二号（四）により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては様式告示別紙様式第二号（三）により、事業の再開に係るものにあつては様式告示別紙様式第二号（五）により、それぞれ行うものとする。

(指定の更新)

第4条 法第79条の2第1項又は第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新は、様式告示別紙様式第二号（二）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定基準を満たしていると認めたときは指定の更新をするものとする。

(事業所情報の提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による指定、届出の受理又は指定の更新（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、東京都、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 指定申請書及び付表の記載内容
- (3) 指定年月日

- (4) 介護保険事業所番号
 - (5) 介護支援専門員一覧
 - (6) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧
- (公示)

第6条 法第85条又は法第115条の30の規定による公示は、施行規則第133条の2各号又は第140条の38各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
 - (2) 指定期間
- (補足)

第7条 この基準に規定するもののほか、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この基準は、令和6年10月15日から施行する。